

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 3 月 26 日 (火) 第 501 号 の 5



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

教 育 委 員 会 規 則

○鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則 (※)

(総務福利課取扱い) 1

公 安 委 員 会 規 則

○警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則 (※)

(留置管理課取扱い) 2

教育委員会規則

鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県教育委員会規則第 5 号

鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則 (昭和36年鹿児島県教育委員会規則第 6 号) の一部を次のように改正する。

目次中「第37条」を「第37条の 2」に改める。

第25条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第30条第 1 項中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号を第21号とし、第23号を第22号とし、同条第 2 項を削る。

第39条第 1 項の表中

本庁	副教育長	教育長を補佐し、教育長の命を受け、教育庁の事務を掌理し、職員を指揮監督する。	を
	教育次長	教育長及び副教育長を補佐し、上司の命を受け、所掌の事務を掌理する。	
	課	課長の命を受け、課の事務を処理する。	
	室	室長の命を受け、室の事務を処理する。	
	課	課長補佐の命を受け、課長を補佐する。	
	室	室長補佐の命を受け、室長を補佐する。	
学校施設課	技術補佐	上司の命を受け、技術について課長を補佐する。	
係	係長	上司の命を受け、係の事務を処理する。	

本庁	副教育長	教育長を補佐し、教育長の命を受け、教育庁の事務を掌理し、職員を指揮監督する。
	教育次長	教育長及び副教育長を補佐し、上司の命

		を受け、所掌の事務を掌理する。	に
課	課長	上司の命を受け、課の事務を処理する。	
課	課長補佐	上司の命を受け、課長を補佐する。	
学校施設課	技術補佐	上司の命を受け、技術について課長を補佐する。	
係	係長	上司の命を受け、係の事務を処理する。	」

改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

公安委員会規則

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

鹿児島県公安委員会規則第8号

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則（昭和29年鹿児島県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

本則中「1,216円」を「1,236円」に、「380円」を「386円」に、「418円」を「425円」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。